

令和 7 年 度

事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

令和 7 年度 事業計画書

本年度も、人々の心豊かな人生創造のため、健全な家庭づくりを基調とする種々の援助活動並びに犯罪被害者、その家族及び遺族の被害の回復と軽減のための援助活動を通し、地域社会の福祉の増進に寄与するため、北海道、北海道警察、北海道カウンセラークラブをはじめとした関係団体や関係機関と協働・連携して、次の公益目的事業等を行う。

1 健全な家庭づくりのための各種相談事業

(1) 家庭生活相談

- ア 開設日は、月曜から土曜日（祝日、12月29日～1月3日の年末年始を除く）
- イ 開設時間は、10：00～16：00（12：00～13：00を除く）
- ウ 電話相談は、平日3回線（261-0811）
土曜日1回線（261-0811）
- エ 面接相談は、予約（相談日・相談時間）を受けて対応する。
- オ 継続相談は、電話及び面接ともに予約を受けて対応する。

(2) 札幌市「市民家庭生活相談」

- ア 開設場所は、札幌市役所本庁舎及び札幌市内10区役所庁舎
- イ 開設日は、週1～2日（祝日、12月29日～1月3日の年末年始を除く。）

(3) 総務省行政評価局「生活相談」

- ア 開設場所は、丸井今井札幌本店内
- イ 開設日は、毎月1回

2 家庭生活カウンセラー等の養成事業

(1) 3級カウンセリング研修コース（対象者：一般公募、高卒程度の学力）

- ア 昼間部は、研修期間（5月～8月）
- イ 夜間部は、研修期間（4月～8月）

(2) 2級カウンセリング研修コース（対象者：3級カウンセリング研修認定者）

- ア 昼間部は、研修期間（9月～12月）
- イ 夜間部は、研修期間（9月～12月）

(3) カウンセラー養成コース

家庭生活カウンセラー1級養成コースとして開講、研修期間（3年間）

(4) 実務者研修

家庭生活カウンセラー1級認定者講習として開講、研修期間（5年間継続して受講し、再任審査）

(5) 地方カウンセリング研修講座

- ア 各地方講座運営委員会等との協働連携
- イ 審査・認定の実施

(6) 聴講

- ア 対象講座は、カウンセリング研修講座（3級、2級）の全講座、並びにカウンセ

ラー養成講習（１級）及び実務者研修の全体研修
イ 対象者は、受講希望者全員

3 豊かな人生を築くための各種研修事業

- (1) （再掲）実務者研修（家庭生活カウンセラー１級認定者講習）
- (2) 一般公開講演会の実施（年１回）
- (3) 実務者特別研修会の実施（年７回）
- (4) 犯罪被害者等支援員養成「北海道・東北ブロック研修」（年２回）出席
- (5) 全国被害者支援ネットワーク「全国研修会」（年１回）出席

4 健全な家庭づくりを基調とする心の健康保持のための啓発事業

- (1) 広報誌「カウンセリング」の発行（年２回）
- (2) ホームページによる広報啓発の実施
- (3) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター啓発用リーフレットの製作・配布
- (4) 各地区カウンセラークラブと協働・連携した啓発事業の実施
- (5) （再掲）一般公開講演会の実施（年１回）

5 各種相談に関する受託事業

- (1) 北海道警察犯罪被害者等相談事業
- (2) 北海道犯罪被害者等相談事業
- (3) 北海道地域自殺対策強化事業（道のこころの相談事業）
- (4) 札幌市「心の健康づくり電話相談」事業
- (5) 配偶者等からの暴力被害者電話相談事業（DV相談事業）
- (6) 障害者あんしん相談・虐待防止相談事業
- (7) 東海大学校舎内相談事業
- (8) 自衛隊部外カウンセリング業務ほか

6 犯罪被害者等に対する援助事業

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発
 - ア 「犯罪被害者等支援講演会」の開催
 - イ 「犯罪被害者週間キャンペーン」の共催
 - ウ 「北海道犯罪被害者支援フォーラム」の共催
 - エ 犯罪被害者等支援啓発用ポケットティッシュの製作・配布
 - オ （再掲）広報誌「カウンセリング」による広報啓発
 - カ 北海道被害者相談室周知啓発用リーフレット「犯罪被害者等支援」の配布
 - キ 北海道被害者相談室周知啓発用カード「一人で悩んでいませんか？」の配布
- (2) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談
 - ア 開設日は、月曜から金曜日（祝日、12月29日～1月3日の年末年始を除く）
 - イ 開設時間は、10：00～16：00
 - ウ 犯罪被害者等相談：２回線（011-232-8740）、性暴力専用ダイヤル（011-211-8286）

エ 面接相談は、予約（相談日・相談時間）を受けて対応する。

オ 電話転送による函館被害者相談室の支援業務

(3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定申請補助

犯罪被害者等が北海道警察に対して行う犯罪被害者等給付金の裁定申請及び全国被害者支援ネットワークに対して行う被害者緊急支援金の支給申請を補助する。

(4) 犯罪被害者等への物品の提供又は貸与、役務の提供による直接支援

ア 性被害やストーカー被害にあった者に対する防犯ベルの提供又は貸与を行う。

イ 犯罪被害者等からの求めに応じた病院、裁判所、警察署等への付添い支援及び日常支援等を行う。

ウ 直接支援結果に基づく警察職員への指導、助言を行う。

(5) その他犯罪被害者への支援

7 その他当法人の公益目的を達成するために必要な事業等

(1) 公益目的達成のための主な事業

ア 家庭生活相談サポーター研修会の実施

イ 犯罪被害者相談員継続研修の実施

ウ 犯罪被害者支援員活動員候補者養成講座の開講、補助員の指導育成

エ 受託事業別相談員研修の実施

オ 各地区カウンセラークラブ研修会への講師派遣

カ 警察学校、司法修習生教養等への犯罪被害者支援等講師派遣

キ 各地区カウンセラークラブ等に対する協力支援事業

ク 寄付型自動販売機、賛助会員等の拡大をはじめとした財政健全化の促進

(2) 会議等

ア 当法人関係

○ 令和7年度第1回通常理事会【令和7年5月中旬】

○ 令和7年度定時総会【令和7年6月中旬】

○ 令和7年度第2回通常理事会【令和8年3月中旬】

イ 全国被害者支援ネットワーク関係

○ 全国事務局長等会議【令和7年4月】

○ 全国犯罪被害者支援フォーラム【令和7年10月】